



令和7年9月 / 日

鹿角市議会議長 児玉 悦朗 様

鹿角市議会議員 館花一仁



意 見 書

鹿角市議会議員政治倫理条例第15条第1項の規定に基づき、審査の結果について、次のとおり意見を表明します。

記

このたび、政治倫理審査会において、私の除雪に関する職員への対応について、ハラスメント的行為に該当するとの認定を受けました。

まずもって、職員の皆様に不快な思いを与え、就業環境に影響を及ぼしたことに付き、心よりお詫び申し上げます。

私は市民から寄せられる除雪に関する切実な声を真摯に受け止め、その解決に向けて行政へ要望を伝えることが議員の責務であると考え、行動してまいりました。

しかしながら、その過程で言動が感情的となり、結果として職員に対して高圧的と受け止められる場面を生じさせてしまったことは、私自身の未熟さであり、深く反省しております。

今後は、市民の要望を行政へ伝える際に、議会という場を通じて政策的に提案・改善を図るという本来の役割を重視し、個別の事案においても職員への接し方に十分配慮する所存です。

また、冷静かつ建設的な議論を心がけ、互いに尊重し合える関係を築きながら、市民の負託に応えてまいります。

この度のご指摘を真摯に受け止め、再発防止と議員活動の改善に努めることをここに誓います。